

第4章 外国投資の進展： 社会主義体制の中での開放

はじめに

キューバの外国投資は、ソ連崩壊に10年近く先立つ1982年に導入が決定されたもので、冷戦後の経済危機の中で新しく生まれた政策ではない。この点では、第2章で述べられたように、1980年代初めからすでにそれまでのオーソドックスな社会主義経済システムの行き詰まりが認識されており、その対応策の1つとして出されたものと考えられる。外国投資導入を最初に定めた1982年制定の政令第50号によれば、「キューバの国営企業と外国企業との経済協力の発展を継続する」ことは、「我々の経済社会システムを強化することに役立つ」（以上前文より）と述べられている。その代表的な形態としてキューバの国営企業と外国企業との合弁事業が挙げられている。

キューバにはすでに早い時期から少数ながら外国企業が活動しており、日本企業についても、1980年代には主な総合商社はほとんどすべてハバナに駐在員事務所を持ち、また自動車や農業機械などの企業も一部事務所を置いて活動を行っていた。米国の経済制裁と同国の日本政府に対する圧力にもかかわらず、日本企業のスタンスは、いってみれば利潤の上がる場所には世界中どこでも出かけていく、というものであり、イデオロギーや政治制度の違いよりも合理的なプラグマティズムに従って行動している。これは、米国以外の他の先進国も同様である。

しかしその内容を見ると、日本の場合を例にとってみれば、キューバ産の砂糖や海産物などの一次産品の輸入と、日本の工業製品（農業・工業用機械、トラック、機械部品、医療器具・機械、染料などの化学製品など多岐にわたる）の輸出に関わる業務がほとんどで、プラント輸出や技術指導など、キューバ政

府が長年の間懸案事項としている、国内産業の多様化（とくに工業化）と経済の自立に関係する分野での関係はほとんどない。これにはさまざまな理由があり、米国の経済制裁の影響や日本側の問題もあろうが、根本的にはキューバ国内の制度上の問題が挙げられよう。外資導入に伴う一連の改革は、この問題を解決しようとするキューバ政府側の努力の第一に挙げられるものであり、本書でもとくに重点的に取り上げることにした次第である。

初めに述べたように、外資導入はすでに1982年に決定されていた政策ではあるが、ソ連解体までに実際に参入した外国企業はごく少数にとどまった。これはキューバ政府の方の国内の準備がまだ未熟だったせいもある。本格的な外資導入の呼びかけが行われたのはソ連がキューバから去った後の91年10月の第4回共産党大会の大会決議の中である。ソ連解体直前の時期ではあったが、すでにソ連からの物資の遅延が目立ち、また政府から今後の経済関係をルールではなくハードカレンシーによるものとしたいという要請が来ており、危機感は強まりつつあった。とくに外貨不足の中で多くの品目を輸入に依存(注1)している現状を打開するため、短期的な外貨獲得手段として観光産業の振興、長期的には外資導入を本格的に始めることを宣言した。

本章では、以上の認識を踏まえ、共産党大会以降のキューバの外資政策の推移を追うこととし、とくに1995年9月に出された新外国投資法（82年の外資法を改正したもの）で定められた条件の下で分析を行う。

1. ソ連解体後の外資導入

1991年の外資導入促進が決定されてから、最初に目立った進展がみられたのは観光産業の分野である。90年代に入るまで、キューバの観光産業はほとんどなく、外国人観光客もソ連・東欧からがほとんどであった。それが91年に、外貨を稼ぐ最も手っとり早い方法として国を挙げて観光産業の発展に取り組むこと、同時に外資導入に力を入れると共産党大会で宣言された。外資にとっても観光産業は短期的にコストを回収できるリスクの少ない分野である。このためスペインをはじめとする先進国はまず外国投資導入に観光分野を選択したのである。

その後の数年間の間に、観光以外の分野でも投資が少しずつ増えてきた。目

立った分野は、ニッケル生産・石油探索などの鉱業、セメント生産、国内電話回線整備などである。米国の経済制裁に基づく同国政府の圧力から保護するという理由で、具体的にどの国のどの企業がどの分野に投資しているかはなかなか公表されないが、ここ数年の傾向としては、ニッケルではカナダ、石油ではカナダとフランス、セメントと電話は94年にメキシコの企業が参入して話題になった。観光分野ではスペインが多いが、カナダやイタリア、ドイツなども多い。さらに、昨年12月の人民権会議でのホセルイス・ロドリゲス経済計画大臣の発表によれば、昨年とはくに繊維産業とエレクトロニクスの分野で投資の進展があり、今後はとくに工業部門の投資に重点を置きたいとの表明がなされた。昨年末までの合弁企業数は260社、さらに100社以上が交渉中であるとされる。

(表4-1)

表4-1 現在継続中の外国投資の部門別および投資国別企業数(1995年)

部門	企業数	投資国	企業数
農業	10	スペイン	47
鉱業(石油以外)	28	メキシコ	13
石油	25	カナダ	26
製造業	56	イタリア	17
観光	34	フランス	13
交通	5	ベネルックス三国	9
建設	22	タックスヘブン	31
通信	3	ラテンアメリカ(メキシコ以外)	29
その他	29	その他	27
計	212	合計	212

出所：George Carriazo Moreno, "Reforma en la economía cubana",
 Argenteria, *Cuba guía de negocios*, Madrid, 1995.
 および *La economía cubana 1994*, Ministerio de Economía y Planificación,
 をもとに作成された。
Panorma económico latinoamericano, julio de 1996, p.18.

(1) 新外国投資法

1995年9月5日に13年ぶりに改正された外国投資法では、91年の共産党大会での決定に比べ、いくつかの点で制限が緩和された。

①財産権の保証：外国企業の投資により形成された資産を法的に保護するこ

と、従って政府による接収などは行わないことを保証したこと。財産権の保証が初めて法的になされたという意味で、外国企業の最大の懸念材料が除かれたことになる。

- ②投資対象になる分野：1994年12月の政府発表ですでに決定されていたことだが、投資できる分野が、教育、医療を除くすべての分野に門戸を開放すると規定した。
- ③資本比率の制限撤廃：従来からの合弁企業や、海外との契約に基づくものに加え、100%外国企業の形で投資を行うことも可能になった。合弁企業の資本比率も、政府対外資が51：49とするという原則が取り払われ、個々のケースに応じて決めること、場合によっては外資100%のケースも認めると定められた。ただし、現在まで外資100%の例はない。
- ④労働者の雇用について：基本的にはキューバ人（および永住者の）労働者を雇用するにあたっては、外国投資・経済協力省の人材紹介公社を通じて雇用するが、キューバ政府と外国企業の合弁企業や外国との経済協力の場合には例外的に、同省の許可を得て、従業員全員と直接雇用契約を結ぶことができる（33条の1）。ただしその後「現在法的に待業（失業）状態にある人々を救済するという目的を常に持って」とあるので、基本的には失業問題を解決するための手段として、例外的に認めるというニュアンスが感じられる。またこれらはキューバ側が経営参加している合弁などの場合に限られるので、人材紹介公社を用いなくても人事権をキューバ側がコントロールできる。

革命前に米国を中心とした外国企業の経済支配の記憶があり、革命後接収・国有化によってその支配を断ち切った経験を持つキューバでは、外資に対する用心深さが抜けない。自由化を通じて経済発展を図る国が、効率の問題や資本・技術不足のために外資を彼らに有利な条件で受け入れざるを得ないのにひきかえ、キューバ政府はまだ用心深く少しずつ導入を進めているという印象がある。国有化はある意味で米国からの独立（それはまたソ連への傾斜でもあったわけだが）を果たした象徴として、35年以上革命政府の正統性を支えてきた。経済的な効果があるかどうかという問題以前に、政権の基盤にもかかわる政治的な問題が関係する。

2. 最近注目される投資分野

(1) 観光産業

前項で述べたように、外資導入の成果が最もめざましいのは、これまでのところ観光産業の分野である。観光客が最も足を伸ばしやすいハバナ市内と、ハバナから車で3時間余りの距離にあるバラデロ海岸が最初に開発された。ホテル建設とサービス業としてのホテル業のシステム整備、旅行代理店制度の整備(注2)とそれに伴う交通機関(注3)や道路の整備(注4)などがある。革命前からの米国の富豪の元別荘が点在していた閑静なバラデロ海岸は、つい4年前には何もない白砂の浜が続いていたが、今やその辺りは20を越えるホテルが立ち並び、すっかり様変わりした。

外資が入る場合、ホテルなどのインフラ建設は政府が受け持ち、外資はホテル経営などのソフト面を受け持つという形態がほとんどである。革命前に米国資本によって建設されたホテルを改修して当面の観光客の受け入れにあたりると同時に、ハバナ市やバラデロ海岸などの観光地を中心に次々に新しいホテルを建設している。とくに革命前的高级ホテルと新しく建設されたホテルの経営を外資が担うというパターンが定着している。中でも長年の社会主義経済制度の中で失われたサービス面の向上には、外資によるノウハウ移転が役立っていると思われる。また、ドイツのルフトハンザ航空(の子会社)のように、ホテル経営を担当すると同時に、自社の持つ旅行代理店のネットワークを利用して、航空券とホテルを組み合わせるパッケージで販売するケースもある。この場合はキューバ側は販売を行う必要がなく、ホテルなどのインフラを提供するのみでお客まで連れてきてもらえることになる。

表4-2 外国からの訪問者数の推移

単位：万人

年	1993	1994	1995	1996
数	54.41	61.9	74	100.17

出所：キューバ国立銀行、統計局、およびグランマ共産党機関紙
但し、1996年については、12月30日までの人数・Granma
Internet, 14 de enero, 1997.

これにともない観光客の数も年々増えており（表4-2参照）、今年1月のキューバ観光省の発表によれば、昨年12月30日までの外国人訪問者は延べ1,001,739人であり、前年の74万人を上回った。また観光による粗収入は13億ドルで、砂糖輸出による収入を上回る見込みである。昨年の観光客の国別トップはイタリアで、168,954人（69%増）で、2位がカナダの143,573人、3位はスペインの105,904人であった。ラテンアメリカの中ではメキシコの観光客が多いが、この2年間の経済危機が災いして減少している。

しかし、多くの外国人観光客を迎えるためのホテル（質量ともに）はまだまだ不足している。通常11月の第1週目に開かれる年1度の国際貿易フェアの時期には、主なホテルは満室になってしまうほどである。昨年の政府発表では、全国のホテル客室数は95年末の時点で約25,000あるが、そのうち外資との合弁は1,700室に過ぎない。主に先進国から来る外国人の要求に応えられるホテルの大多数は外資との合弁であり、ハバナ市とバラデロ海岸に集中している。ホテルばかりでなく観光用のインフラ整備として、空港の近代化・拡張が挙げられている。昨年キューバ政府はハバナのホセ・マルティ国際空港の拡張のため、カナダのインテルカン・テクノシステムから2550万ドルの投資を受けた。ハバナとバラデロ以外の地域の開発計画も進んでおり、東部にあるキューバ第2の都市サンティアゴ・デ・クローバでは、市内の中心地域の整備や革命前のホテルの改装オープンなどが行われ、国内中部の中心的都市カマグエイでは、外国の融資を受けて空港の拡張工事が行われている。

(2) 不動産

社会主義体制を堅持するキューバでは、1980年代以来不動産の売買は国民の間でも禁じられており、所有権ではなく用益権が認められるのみとなっている。他の都市や地区へ移りたい市民は、今まで自分が住んでいる家売るのではなく、希望する都市や地区に家を持つ人で、自分の家のある地区へ移りたい人を探し、家を交換するシステムになっている。当然外資に対しても規制は厳しく、キューバに事務所を設立する場合も、事務所や駐在員の住居は政府の公社からの賃貸のみ、工場などの建設の場合も用益権のみを認めるとしてきた。これでは外国企業にとっては、投資後の資産に対する権利が保障されない。また外国人向けの住宅やビルが不足している現在、建設省や外国人向けサービスを受け

持つ公社クバルセの能力では、需要に応えるために新たにビルや住宅を建設するのにも時間がかかるし、非効率になりがちである。

そこで、1995年1月に不動産所有および売買を、政府と外国人に限って（外国人が一般のキューバ人から不動産を購入することは禁止されている）認める決定がなされ、同年9月の新外国投資法にも、外国企業が不動産への投資と購入が可能になる旨が明記された（第4章16条）。このため、95年から不動産開発についての投資が現れてきた。ハバナ市の革命前的高级住宅街ミラマール地区には、当時の中産階級や上流階級の瀟洒な邸宅街が残っており、外国企業や外交団の多くが事務所や住居を持っているが、革命後メンテナンスがきちんとされなかったために、水道や電気設備などのインフラをはじめ、建物自体の老朽化が進んでおり、そのままでは外国企業の使用に耐える状態でないものが多い。この地区は最も早くから外国企業が注目した地域で、95年初頭には早くもフランスの企業が開発権を獲得したと言われている。

また同年外国企業の協力の下に政府が新たに外国人用の住宅や事務所用のビルを建設する計画も発表された。これに基づき、翌1996年7月にスペインのアルヘンタリア銀行の融資を受けて最初のキューバの不動産開発合弁会社が設立された。まず15のホテルの改築を行い、事務所や住宅の建設も計画しているとされる。ユネスコの世界遺産に指定されたハバナ市の旧市街の整備を行っているハバグアネックスがこの合弁会社に参加している。これらは従来のように賃貸ではなく分譲するそうだが、価格が非常に高くなると噂されており、今のところ外国側の期待は薄い、ともかく前進と言えよう。

(3) その他の産業

ソ連の援助がなくなったために、それまでコメコン諸国から輸入していたさまざまな消費財の不足が著しい。ソ連崩壊前も例えば衣類や靴などの配給はそれほど豊富とはいえなかったが、90年代に入ると配給では全く入手できなくなり、衣類や靴はもとより、石鹸や歯ブラシなどの身の回り品に至るまで、ドルでしか入手できなくなっている（手工芸品の自由市場でも購入できるが、価格は外貨店とほぼ同じである）。輸入依存を減らすために、政府はこれらの商品を外資を導入して国内で生産することを目指している。従って、この部門での生産は、輸出もしくは外貨による国内市場に限られている。

英国・オランダのユニリーバ社とスペインのカマチョ社はそれぞれ、石鹼、洗剤、化粧品類の生産を行っている。これは現在までのところ国内消費で、ドルショップで販売されているが、将来的には輸出も見込んでいる。同様にカナダのシェリット社は昨年からマタンサス州で野菜（ブロッコリー・カリフラワーなど）・果物（イチゴ・メロンなどキューバでは従来栽培できないと考えられていたもの）栽培を始めたが、これは国内の観光ホテル（キューバ人は単独では利用できない）およびドルショップ向けで、外貨による販売に限られている。

また米国のフロリダ州と気候条件が似ているキューバでは、革命前からオレンジやグレープフルーツ、レモンなどの柑橘類の栽培が行われていたが、社会主義経済体制の中で、品種改良などの栽培技術が低下し、またパッキングなどの保存・輸送技術で大きく立ち後れてしまった。このためこの分野では早くから外資誘致の声が高く、国際社会では米国の忠実な同盟国であるはずのイスラエルの企業が参入し、輸出向け柑橘栽培と加工工場操業を開始している。

3. 輸出加工区

昨年6月3日に新たに立法化された輸出加工地区（自由貿易地帯及び工業地帯：zonas francas y parques industriales）の設置発表（政令165号）は、2月の米国民間機撃墜事件の後停滞気味であった経済改革が依然として前進していることを示すことになった。候補地として挙げられているのが、ハバナ市内から西へ40キロメートルほど離れたマリエル（80年代初頭に米国への移民が押し寄せた場所である）と、キューバ島南岸にあるシエンフエゴス市、ハバナ市の郊外（南へ20キロ足らず）の国際空港近くの地区である。この地区内で財の生産活動を行う企業（キューバの企業でも外国企業でもよい）は、12年間免税、さらに5年間は所得税と労働力利用税を50%に減免される。サービス産業の場合は、5年間の免税措置と3年間の所得税と労働力利用税の50%減税措置が適用される。またこれに先立ち、保税倉庫地区として1993年に作られたハバナ市の東側郊外のハバナインボンド（Havana in Bond）も、この自由貿易地帯の中に組み入れられることになる。

労働力の獲得や交通、原材料の入手などの関係で、指定された輸出加工地区

の外で営業したい企業は、外国投資・経済協力省の許可を得て、関税や財政、労働上の優遇を失うことなく区外で活動することができる（25条）。

現地労働者の雇用については、多少加工区外の場合よりも有利になった点がある。国営企業と合弁企業の雇用の場合に限っては、キューバ外国投資省の人材紹介公社をでなくてもよく、自社で同様の人材紹介会社を作り、そこを通じて雇用するという手続きを整えればよいことになった。外資100%の企業の場合は、加工区域外の外国投資の場合と同様、キューバ外国投資省の人材派遣公社と契約し、公社を通して雇用を行わなければならない。

また、地域内のインフラ整備（電気、水、ガス、港湾など）を自社で行うこともでき、またビル建設など不動産開発を行って他の企業に賃貸・売却も可能であるとしている。

まだ法律が出た段階で、細かい点については不明であり、現在政治的な調整を行っていると考えられ、実際にどの時期に実施に移されるかも未定であるが、数年のうちにはキューバにも工場が立ち並ぶ日が来るかもしれない。

4. ヘルムズ・バートン法の影響

第1章で詳しく述べたように、昨年成立した米国のヘルムズ・バートン法の外資に対する影響は、当初懸念されていたほどではないにせよ、キューバ投資に力を入れる第三国の企業にある程度及んでいる。最も心配されていた旧米国資産の補償要求の条項については、大統領のモラトリアム発動のために凍結されているし、欧州連合やラテンアメリカ諸国などの諸外国の批判も強く、英国、カナダ、メキシコなどでは自国の企業を保護するための立法も行われており、この法律が規定通りの効力を持つ可能性は減りつつあるが、それでも同法の影響は無視できない。経済学者であり現在副大統領を務めるカルロス・ラヘは、キューバの雑誌とのインタビューで、ヘルムズ・バートン法の影響で、何社かの外国企業が投資を延期したこと、また同法のためにキューバのカントリーリスクが高まり、現在民間銀行のクレジットの貸付金利が上がってしまったことを認めた(注5)。しかし同時に、長期的には同法のマイナス影響はあまりないこと、その根拠として、キューバは同法成立後も2カ国と新たに投資保護協定を結んだことを挙げた(注6)。

他方すでに投資にコミットしている企業については、当初恐れられたように撤退に踏み切るなどという動きは出ていない模様である。例えば、国内電話網整備に投資し、キューバ新電話会社E T E C S Aの49%を所有するメキシコのドモス・グループのトップであるハビエル・ガルサは、同国モンテレイ市の新聞エル・ノルテのインタビューで、キューバの電話システムは米国資産ではなく、また革命前に米国のI T Tがキューバと結んだ契約は1989年で切れており、ドモスの契約は1994年からであるので、法的に全く問題はないと述べた。ガルサ社長は、同社幹部とその家族が米国に入学できなくなることについては、自ら家族と相談したこと、家族全員が入学拒否の決定を受け入れると決めたこと、米国旅行ができないことでたまるお金を貯金して米国以外の国への投資に使うことにしたと述べた(注7)。

同様に、ニッケル生産や農業などへの多額の投資で知られるカナダのシェリット社は、昨年9月13日にハバナでカストロ同席の下に行われた株主の会合の席上、米国国務省からヘルムズ・バートン法に基づき将来報復措置が行われる可能性があるという警告を受けていること、この中にはシェリット社の社長イアン・デラニーと同社の重役が米国に入学できないと言われたと述べた(注8)。同社に対する制限については、すでに昨年7月に、米国に入学しようとした同社重役とその家族が実際に入学を拒否されるという事件が起こっている。シェリット社の株価はヘルムズ・バートン法成立以後の一連の事件のために下落したが、昨年11月13日のファイナンシャルタイムズ紙等の報道によれば、同社は公式には3億ドル相当の社債を発行したと発表しているが、投資家の推測ではそれより多く、約6億7500万ドルではないかと言われているという。シェリットの副社長パトリス・メリン・ベストは、この調達資金はキューバのニッケル、石油精製、不動産、砂糖、及び通信事業への投資に使われると述べた(注9)。ヘルムズ・バートン法に伴うさまざまな困難にもかかわらず、同社はキューバへのコミットメントを深める意向のようだ。

米国ではニッケルや砂糖産業への外資の参入は、主に革命前の米国が建設した分について行われていると考えられているが、シェリット社のシエンフエゴス市の石油精製工場への投資は、ソ連の技術援助によって建設されたものである。この精製工場はもともと94年にメキシコが投資を行うと発表されていたが、メキシコの経済危機のため中止になった。

ヘルムズ・バートン法によって消極的な態度に転換した企業も存在する。オランダのING銀行は昨年7月、スペインのビルバオ・ビスカヤ銀行は同年11月にそれぞれ突然次年度の砂糖産業への融資を取り消した。これはフランスの報道によれば、国務省が両銀行に対し、融資対象の製糖工場の中に米国の資産であったものが含まれており、ヘルムズ・バートン法に従って罰則がなされる恐れがあると警告したためである。このキャンセル分はカナダのシェリット社が受け持つことになったと考えられている(注10)。製糖工場が元米国資産であるケースは多いので、同法の影響は小さくない。

またメキシコのセメックス社は、94年にキューバのセメント産業に投資する契約を結んだが、ヘルムズ・バートン法成立直後に撤退が報道された。その後キューバ政府は実際に撤退した企業はないと言明したこともあり、実際に撤退を決定したのか、投資を延期したのか不明だが、もともとセメント産業はメキシコ企業が米国企業に対して比較優位を持つ数少ない工業分野であるため、北米自由貿易協定(NAFTA)のおかげで米国進出のチャンスが生まれた中で、米国政府の制裁を受けるのはリスクが大きいと判断したとも考えられる。

これらの動きを見れば、すでにキューバに投資し始めた企業は同法の規定のために撤退することまでは考えないが、これから投資を計画していた企業については、同法の影響で二の足を踏むことになったと考えられる。現在投資を始めているカナダや欧州などの企業は、本来最も有利な条件を持つはずの米国企業が制裁のために進出できない今のうちに、キューバでの地歩を固めてしまおうとの狙いがあるはずなので、ヘルムズ・バートン法の威嚇にそう簡単に屈するわけにはいかないだろうが、キューバ投資を優先させれば米国市場を犠牲にせざるを得ないため、米国で上がるはずの利益を埋め合わせるだけの利益をキューバであげなければならず、米国の経済制裁が今後どれほど続くかにもよるが、リスクがあることは否定できない。

5. 外資導入に関わる労働問題

外資導入に際して大きな問題になったのは、外国企業あるいは合併企業の現地従業員の雇用問題である。一つは合理化とそれに伴う失業問題である。資本主義の原則で経営を行う外資が合併を行う際、とくにそれまでにすでに存在す

る企業に参加する場合に、合理化を進めることは避け難い。解雇については公表されないが、例えば革命前のヒルトンホテルで現在のハバナリブレホテルは最も早くから外資が導入されたホテルで、1991年からスペインのギタートグループが経営権を持つ形で運営されているが、この過程で国営時代の従業員の3分の1から半分の労働者が首を切られたと言われている。完全雇用を前提とする社会主義の原則は外資導入の過程で崩れつつあるわけで、革命政府にとっても政治問題に発展する可能性もある。

しかし、経済危機の中で政府も合理化政策を推進しており、たとえ官庁や国営企業で働いていても待業すなわち失業（キューバでは失業とは呼ばず待業disponibleと呼ぶ）の可能性はある。また賃金面では、政府に雇用されて失業の心配が少なくても、どのみちかつかつの生活ができるかできないかという程度の支払いしか受けられない。それでは失業のリスクは外資であろうと政府であろうとそれほどの差はなく、FRINGE BENEFITを含めれば外資の入った企業に雇用される方が有利ということになり、国民の間に外資を批判する動きはない。昨年（1996年）末の人民権会議でのホセルイス・ロドリゲス経済大臣の演説の中にも、「外資の導入は待業（失業）労働者全員の働く権利を守ることができるようになった」という1節があり、むしろ雇用創出の効果を評価している。つまり、政府全体で行われている合理化・人員削減の中で生まれる失業対策に、自営業と並んで外資による雇用が挙げられている。

もう一つの問題が、外資の導入された企業での雇用システムと賃金支払い通貨の問題である。新外国投資法の項で述べたように、キューバ資本の入る合弁企業の場合は、自社内に人材紹介会社を設立することで直接雇用契約を結ぶことができるが、外資100%の外国企業で働くことを希望するキューバ人は、外国投資・経済協力省の人材紹介公社に登録し、この公社が外資側から要請があったときにリストの中から適当な人材を紹介することになっている。紹介された外国企業は、面接や試用期間の後満足なら雇用できるし、不満であれば公社に別の人を紹介してくれるよう頼むことができる。雇用後でも解雇は自由にできるので、政府が仲介することのデメリットはないというのが、政府側の主張である。また合弁企業の場合も、人事権はキューバ政府側にもあるので、国営企業ほどの制限はないにせよ、誰を雇用するかについて制限が加えられる可能性は否めない。また昨年新たに法律が発表された輸出加工区の中では、合弁企業

は雇用の際に政府の人材紹介公社を通さず、自社でつくった同様の機能を持つ人材紹介会社を通して雇用を行う。なお、基本的には、ロドリゲス経済大臣が前述の演説の中で述べているように、失業問題を解決することが外資導入の大きな目的の一つになっているので、すでに職を持つ労働者を引き抜いてより有利な条件で雇用し、優秀な労働者を確保するという事は難しいのではないかと思われる。

第2の賃金については、外国企業や合弁企業が、社会保障負担金（無料の医療制度や将来の年金などの財源にあてられる）と共に、ドルでこの紹介機関に支払い、労働者は紹介公社からペソで給料を受け取ることになると発表した。

ドル（外貨）所持が解禁になった1993年以来、キューバは事実上国内通貨ペソとドルの二重通貨制を認めてきた。これによって、自営業や闇市場ではドル札が半ば公然と使われるようになり、キューバ人が立入禁止だった外貨店にも入れるようになった。おかげでドル収入のある国民、すなわち自営業者や闇取引に関わる人々と、海外に親戚がおり外貨で送金してくれる人がいる人々については、生活はかなり楽になった。このような状況の中で、輸出産品や外貨店での販売品を中心に扱う外資が関係する企業の場合に、現地労働者の賃金がドルで支払われるかペソで支払われるかは、待遇として大きな違いである。

外資側にしてみれば、おそらくこれまでのやり方から推測すれば、公社に対してはドル建てで国際水準に照らしてそれほど低くない賃金を支払うわけであるから、それなりの質の労働を労働者に期待したいところである。しかし砂糖産業や発電所など、輸出や国民生活のために必要性が高い部門では、労働意欲を高めるために、政府さえも給料の一部を兌換可能ペソ（ドルと同じ価値を持つ）で支払わなければならないケースもあるのに、外国・合弁企業の場合にはペソ払い賃金にしておいて、果たして外資の要求するような十分な労働意欲を持つことができるのか、むしろ現実には、給料とは別に個別にドルを直接渡してやらなければならないなくなり、さらに実際の労働コストが上がるのではないか、もし個別にドルを渡さなければ、結局労働者は生活のために、国营企業でしばしば行われているのと同様に、会社の倉庫や事務所から物資や備品を横流しして別途収入を得ようとするようになる恐れはないか、など多くの疑問が残る。

しかし社会主義経済体制を堅持している現在、政府に雇われる大多数の国民については、一部の労働者を除き、給料は現在まで兌換できない国内通貨ペソ

で支払われることになっており、その中では賃金格差は4倍以内に抑えられている。経済危機と物不足の中で、生活必需品を含む多くの商品が外貨店にしかなく、ドルを持つ層と持たない層との間に、収入格差が開きつつある。革命の成果として真っ先に挙げられる平等達成が崩れつつあるわけである。この中である程度の平等を維持するために、無料の教育・医療サービスを継続し、その財源確保のために政府の合理化、自営業者への所得税導入などを行っている。現在の状況は平等と経済自由化の間でバランスをとるための見極めの最中とも言えよう。賃金についても、すべての賃金は国内通貨ペソで支払うこととし、外資導入にともなう新たな雇用についてもこのルールを守ることにしたわけである。

おわりに

ソ連崩壊から現在まで、キューバの革命政権は社会主義体制の枠組みを守りながら、少しずつ改革を進めてきた。改革に伴う制度的な矛盾や不安定を、時間をかけることによって調整しているため、その動きは外から見てみると時として緩慢にも映る。本章で扱った外資導入にしても、例えばアジアの資本主義諸国の外資誘致の条件に比べれば外資側の条件はまだ不利であるし、同じように政治的に社会主義体制を守る中国やベトナムに比べても、例えば中国との比較で言えば、外貨規制などキューバに有利な面もあるが、逆に雇用・輸出入など不利な面もある。加えてキューバの場合は、あまりにも近い隣人である米国の経済制裁という条件が加わる。

しかし実際にはソ連解体後、観光業振興と外資導入に始まり、ドル所持解禁と自営業の段階的な認可に至るまで、平等の原則は国民的規模で崩れつつある。しかし同時に、その平等の原則を全く捨て去ってしまうのは政治的に難しい。国民の側も、革命体制がもたらした基礎物資の平等な分配や、無料の教育・医療サービスなどの正の部分を完全に放棄することを望んではないだろう。また、革命が1950年代末と比較的最近に起こっており、革命第一世代の多くが健在でまだ政府内にとどまっている現在（もっとも同時に政府や共産党内の指導者の若返りも進んでいるが）、中国やベトナムのような改革の進捗を期待するのは現実には難しいだろう。国際的な経済自由化の流れと国内の体制安定の間

で調整しながら徐々に改革を進められると思われる。

ただ、改革そのものが逆戻り、あるいは長期間停滞することはありえないだろう。対外的にも国内的にもそれはもはや受け入れられないからだ。例えば昨年2月の墜落事件の後数カ月間は、自由化につながる改革は出されなかったが、6月には本章で紹介した輸出加工区の法制化が発表されたのがその例である。少し前になるが、昨年5月に日本を訪問した経済省顧問のミゲル・フィゲラ・ス氏が、キューバは私企業の存在を否定しているわけではないと発言したと報じられ(注11)、経済改革がこれからさらに先に進むことを示唆したものとして注目された。長期的に見た場合、政治的には社会主義すなわち平等と国家主権を掲げながら、実際には自由化に向かうという方向に進んでいると考えるのが妥当ではないかと思われる。

(注)

- 1 キューバの食糧自給率は低い。品目により差があるが、主食の米でも自給率は半分に満たないし、飼料用穀物もほぼすべて輸入に頼っている。第2章でも述べられているが、ソ連の協力の下に行われた工業化プロジェクトもソ連の解体で頓挫し、現在まで工業製品は産業用・消費用ともに輸入に依存しており、石油も9割は輸入している。
- 2 以前はソ連式で1つしかなかった代理店の会社が、現在では数社に増え、そのうちの1社ハバナトゥールはパナマとの合弁である。
- 3 キューバの公共交通機関は普通の観光客が利用できる水準にないので、観光バス、レンタカーなどを新たに用意しなければならなかった。
- 4 とくにハバナ・バラデロ間は改善され、それと同時に革命後初めて有料道路ができた。バラデロ市に入る手前の十数キロの道路で、外国人には3ドル、キューバ人なら3ペソを徴収する。
- 5 *Caribbean and Central America Report*, October 3, 1996, p.3より。インタビューは、*Cuba International*誌が行った。クレジット金利上昇については、*Financial Times*, January 7, 1997, p.23でも述べられている。
- 6 同上。
- 7 *Panorma económico latinoamericano*, septiembre, 1996)
- 8 同上。
- 9 *CubaINFO*, Vol.8, No.15, November 21, 1996。
- 10 *Cuba News*, December, 1996。
- 11 毎日新聞1996年5月22日。